

厚生労働省からのお知らせ

令和2年度 労働保険の年度更新手続等について

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

労働保険とはこのような制度です

「労働保険」とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険料の徴収等については、両保険は原則的に一体のものとして取り扱われています。

農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業となり、その事業主は成立（加入）手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

「令和2年度労働保険年度更新」告知ポスター

安心して働きたい!

令和2年度 申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)

6/1月 ▶ **7/10**金

●年度更新申告書は5月末日に送付する予定です。 ●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

令和2年度の労働保険の年度更新手続を行っていただく時期になりました。本稿では、皆様に年度更新手続等についてご理解いただき、申告・納付期限の7月10日(金)までに所定の手続を終えていただけるよう、手続の方法等について説明させていただきます。

なお、本稿に記載している以外の令和2年度の年度更新の取り扱いについては、お近くの労働基準監督署等にてご確認いただくか、厚生労働省労働保険制度のお知らせホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html) 又は各都道府県労働局ホームページをご覧ください。

1 保険料等の申告・納付について

労働保険の保険料は、毎保険年度（4月1日から翌年3月31日まで）を単位として計算することとなっており、その年度における申告の際に保険料を概算で（これを「概算保険料」といいます。）申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告のうえ、保険料を精算（これを「確定保険料」といいます。）することとなっています（これを労働保険の「年度更新」といいます。）。

手続としては、「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を作成し、その申告書に保険料等を添えて、金融機関^{注1}、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署^{注2}又は社会保険・労働保険徴収事務センター（全国の年金事務所内に設置）^{注3}のいずれかに、6月1日から7月10日までの間に提出していただく必要があります。（電子申請することも可能です。「2 電子申請・電子納付について」を参照してください。）

この申告書には、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されますので、そちらを使用してください。

なお、これまで金融機関や労働局等の窓口で納付いただいていた労働保険料等の納付につきましては、口座振替により納付いただくことが可能です。詳細は、厚生労働省労働保険料等の口座振替納付のお知らせホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/hokenryou/index.html）（厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」）をご覧ください。

注1 日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局）。

なお、提出の際、申告書と納付書（領収済通知書）は、切り離さず提出してください。

注2 黒色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署へ、ふじ色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局へ提出してください。

なお、納付書（領収済通知書）の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署で新しい納付書（領収済通知書）を受け取り、書き直してください。

注3 申告書のみ受付を行っています。保険料等の納付手続は、金融機関等でお願います。

2 電子申請・電子納付について

年度更新手続については、電子申請及び電子納付が便利です。電子政府の総合窓口（e-Gov）から労働保険の手続を行うことができ、自動計算機能等、電子申請ならではの便利な機能もありますので、ぜひ、ご利用ください。（電子申

請及び電子納付については、6月1日から行えます。)

3 口座振替納付について

口座振替納付とは、口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

口座振替納付のメリットとして、金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料を納付することができ、一度、口座振替の手続をしていただければ翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができるほか、通常の納期限内に比べ保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができ、手数料は一切かかりません。

なお、申込期限は、第2期については令和2年8月14日、第3期については令和2年10月12日ですので、ぜひご利用ください。

4 年度更新手続上の留意点

令和2年度の年度更新についても、引き続き事務処理の一部を外部委託化していますので、ご理解ください。

今年度の年度更新については、年度更新申告書の送付業務、年度更新申告書の審査業務等について、事務処理の一部を民間業者に委託することとしております。詳細は、厚生労働省労働保険制度のお知らせホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html) (厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険年度更新に係るお知らせ」) に掲載しておりますので、ご参照ください。

年度更新において納付する労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率(一律1,000分の0.02)を乗じて算定し、申告・納付します。

(1) 賃金総額の適正な把握

労働保険料等は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出金率を乗じて算定しますので、適正な労働保険料等を算定するためには、この賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。ただし、その事業に使用される労働者のうち、雇用保険料の負担が免除される「高年齢労働者」(その保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の者)や雇用保険の被保険者とならない者(学生アルバイト等)に対して支払った賃金がある場合は、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険

料とを区別してそれぞれ算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです。

(注) 平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、令和元年度までは経過措置として、64 歳以上の高年齢労働者については雇用保険料が免除されることとなっていました。

令和 2 年 4 月 1 日からは、この経過措置が終了し、64 歳以上の高年齢労働者に支払われる賃金も雇用保険料の算定対象となります。このため、令和 2 年度の年度更新における高年齢労働者に係る雇用保険料の申告・納付については、確定保険料と概算保険料で取扱いが異なりますのでご注意ください。

(2) 継続事業の場合

① 最初に、年度更新手続を行うための申告書・納付書には、あらかじめ、労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書されていますので、印書内容に誤りがないかどうかを確認してください。なお、これらの印書内容に疑問がある場合は、訂正せずに、所轄都道府県労働局に照会してください。

② 申告書の記入に際しては、特に次の事項にご注意ください。

ア 「⑧保険料・一般拠出金算定基礎額」欄は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に使用したすべての労働者に支払った賃金総額（支払うことが確定している賃金を含みます。）を記入します。賃金総額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を記入します。

イ 「⑩確定保険料・一般拠出金額」欄は、⑧欄の「保険料・一般拠出金算定基礎額」に⑨欄の「保険料・一般拠出金率」を乗じた額を記入してください。

「一般拠出金」については、納付額に計算誤りが多いため、特にご注意ください。

例) 労災保険に係る確定保険料の算定基礎となる賃金総額が 1,000 万円の場合、一般拠出金の納付額は 200 円となります。

ウ 「⑫保険料算定基礎額の見込額」欄は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に使用する労働者に支払う賃金総額の見込額を記入します。ただし、令和 2 年度の賃金総額の見込額が令和元年度（平成 31 年度）の賃金総額の 2 分の 1 以上 2 倍以下である場合は、令和元年度（平成 31 年度）の賃金総額をそのまま令和 2 年度の賃金総額の見込額として使用します。

「⑭概算・増加概算保険料額」欄は、⑫欄の「保険料算定基礎額の見込額」に⑬欄の「保険料率」を乗じた額を記入してください。

なお、令和 2 年度は、労災保険率について変更はありません。各業種の労災保険率については「表 1 労災保険率表（平成 30 年 4 月 1 日改定）」を参

照してください。

エ 「㉔事業又は作業の種類」欄は、基本的には「労災保険率表」の「事業の種類」又は「第二種特別加入保険料率表」の「事業又は作業の種類」を記入することになっていますが、事業内容（製品名、製造工程等）についてもできるだけ具体的に記入してください。

オ 充当すべき額が発生した場合には、「㉔充当意思」欄に記入し、「労働保険料のみに充当」「一般拠出金のみに充当」「労働保険料及び一般拠出金に充当」を選択してください。

また、選択された充当パターン通り㉔期別納付額の充当額を記入してください。

(3) 一括有期事業の場合

建設の事業や立木の伐採の事業のうち、「一括有期事業」として成立している事業については、継続事業と同様に年度更新の手続を行うこととなります。ただし、建設の事業や立木の伐採の事業は「二元適用事業」ですので、申告書は労災保険に係る分と雇用保険に係る分とをそれぞれ別個に作成していただきます。

申告書の記入にあたっての留意点は、おおむね前記(2)の継続事業の場合と同じですが、労災保険に係る分については、次の点が異なります。

① 建設の事業については、原則として元請負人のみを当該事業の事業主として適用しますので、元請負人においては、自らが使用した労働者に支払う賃金のほかに、下請負人が使用した労働者に支払う賃金も含めて保険料を算定することとなっています。

② 保険料の算定基礎となる賃金総額を正確に把握することが困難な事業については、労災保険分に限り賃金総額の特例（請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じた額を賃金総額とします。）による保険料の算定が認められています。

なお、令和2年度は、労務費率について変更はありません。各業種の労務費率については「表2 労務費率表（平成30年4月1日改定）」を参照してください。

③ 「有期事業の一括」の適用を受けている事業は、「一括有期事業報告書」を併せて提出することになっています。さらに建設の事業については、「一括有期事業総括表」も併せて提出することになっています。

(注) 一括有期事業に係る一般拠出金については、平成19年4月1日以降に開始した事業（工事等）を対象として、労働保険の確定保険料申告に併せて申告・納付することとなっていますので、今回の労働保険の確定保険料申告の対象となる事業（工事等）のうち、平成19年4月1日以降に開始した事業（工事等）については、一般拠出金の申告・納付が必要です。

以上、労働保険の年度更新手続等について説明いたしましたが、これらの点にご留意のうえ、期限内に申告・納付を済ませていただきますようお願いいたします。

●表1 労災保険率表（平成30年4月1日改定） 単位：1000分の1

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	労災 保険率
林業	02	林業	60
	03		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	49
	26	その他の鉱業	26
建設 事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5	
55	めつき業	7	

	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6.5
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	47

●表2 労務費率表（平成30年4月1日改定）

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	1000分の103	18%	1000分の89	19%	1000分の79	19%	1000分の62
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9
35	建築事業 （既設建築物設備工事業を除く。）	21	13	21	13	23	11	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12

36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5
		その他のもの	22		21		22		21	
37	その他の建設事業		24	19	23	19	24	17	24	15

●表3 雇用保険率表（平成29年4月1日改定）

事業の種類	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

●表4 労働保険対象者の範囲（例示）

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、</p> <p>② 31日以上雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○ 昼間学生</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合等、ご不明点は公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>

<p>法人の役員（取締役）の取扱い</p>	<p>代表権・業務執行権^(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>② 法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③ 監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>ださい。</p> <p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係^(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 代表取締役は被保険者になりません。</p> <p>② 監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。</p> <p>○ 有限会社の取締役のうち、会社を代表する取締役は被保険者になりません。</p> <p>○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p>○ その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>
<p>事業主と同居している親族</p>	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれ</p>

	<p>を満たしているか否かとなります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>に応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金を含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること ② 31日以上雇用見込みがあること ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当せず）。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）。

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

※平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。なお、64歳以上の高年齢労働者については、令和元年度（平成31年度）までは雇用保険の保険料が免除されます。

●表5 労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入されないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本給、固定給等基本賃金 ・ 超過勤務手当、深夜手当、休日手当等 ・ 扶養手当、子供手当、家族手当等 ・ 宿・日直手当 ・ 役職手当、管理職手当等 ・ 地域手当 ・ 住宅手当 ・ 教育手当 ・ 単身赴任手当 ・ 技能手当 ・ 特殊作業手当 ・ 奨励手当 ・ 物価手当 ・ 調整手当 ・ 賞与 ・ 通勤手当 ・ 定期券、回数券等 ・ 休業手当 ・ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ・ 住居の利益（社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ・ いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業補償費 ・ 結婚祝金 ・ 死亡弔慰金 ・ 災害見舞金 ・ 増資記念品代 ・ 私傷病見舞金 ・ 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ・ 年功慰労金 ・ 出張旅費、宿泊費等（実費弁償的なもの） ・ 制服 ・ 会社が全額負担する生命保険の掛金 ・ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ・ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ・ チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ・ 住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ・ 退職金（退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）